

平成 30 年 2 月

第 4 回尼崎市議会定例会議案

(3)

目 次

< 条例 >

- 議案第 2 5 号 尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 7 号 尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 尼崎市債権管理条例について
- 議案第 2 9 号 尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 2 号 尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例について
- 議案第 3 3 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 4 号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 5 号 尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 6 号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 7 号 尼崎市住宅宿泊事業に関する条例について
- 議案第 3 8 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 9 号 尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 0 号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 1 号 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議案第 4 2 号 尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 3 号 尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 4 号 尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 5 号 尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 6 号 尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について
- 議案第 4 8 号 尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 0 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 1 号 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 2 号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 5 3 号 尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について
- < その他 >
- 議案第 5 4 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 5 5 号 工事請負契約について（潮小学校校舎増築等工事）
- 議案第 5 6 号 尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて
- 議案第 5 7 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

議案第 5 8 号 市道路線の変更について

条 例

議案第 25 号

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別会計条例の一部を改正する条例

尼崎市特別会計条例（昭和 39 年尼崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の尼崎市特別会計条例第 7 号に定める特別会計に係る平成 29 年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（説 明）

駐車場事業に係る尼崎市特別会計駐車場事業費を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 26 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、尼崎市水道局（以下「水道局」という。）及び尼崎市公営事業局（以下「公営事業局」を「及び尼崎市公営企業局（以下「公営企業局」に改める。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2,019 人」を「1,957 人」に、「213 人」を「223 人」に改め、同項第 3 号中「292 人」を「288 人」に改め、同項第 4 号中「238 人」を「227 人」に改め、同項第 9 号中「436 人」を「437 人」に、「1,436 人」を「1,437 人」に改め、同項第 10 号を次のように改める。

(10) 公営企業局の職員 296 人

第 2 条第 1 項第 11 号を削る。

第 4 条第 1 項中「第 11 号」を「第 10 号」に改め、同条第 2 項中「、第 9 号及び第 11 号」を「及び第 9 号」に、「（同項第 9 号」を「（同号」に、「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の整備等による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 27 号

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

尼崎市事務分掌条例（昭和 42 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条総務局の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 契約に関する事項

第 1 条資産統括局の項第 2 号中「契約及び」を削る。

第 1 条都市整備局の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

付 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

行政需要に即応する体制の確立を図るため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 28 号

尼崎市債権管理条例について

尼崎市債権管理条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市債権管理条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、市債権に関する事務の処理について一般的な基準その他必要な事項を定めることにより、市債権を適正に管理し、もって公正かつ公平な市民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市債権 金銭の給付を目的とする市の権利をいう。
- (2) 市税 市債権のうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 14 号に規定する地方団体の徴収金に係る債権をいう。
- (3) 債権管理者 市長及び尼崎市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）をいう。
- (4) 公債権 市債権のうち、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権（市税その他債権管理者が別に定める債権を除く。）をいう。
- (5) 強制徴収債権 公債権のうち、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入に係る債権をいう。
- (6) 私債権 市債権のうち、市税及び公債権以外の債権（地方自治法第 240 条第 4 項第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を除く。）をいう。
- (7) 滞納者 市債権に係る債務者で、その債務についてその納付又は

履行の期限までに納付し、又は履行していないものをいう。

(8) 非強制徴収債権 強制徴収債権以外の公債権及び私債権をいう。

(法令等との関係)

第3条 市債権の管理に関する事務の処理については、法令又は市の条例(この条例を除く。)若しくはこれに基づく規則(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。次条において同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(債権管理者の責務)

第4条 債権管理者は、法令及び市の条例並びにこれらに基づく規則の定めるところにより、市債権を適正に管理しなければならない。

(台帳の整備)

第5条 債権管理者は、市債権を適正に管理するため、別に定めるところにより、市債権の管理に関する台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 債権管理者は、公債権に係る滞納者に対して地方自治法第231条の3第1項その他の法令の規定により督促するときは、督促状によって納付すべき期限を指定して行わなければならない。この場合において、督促状は、その滞納に係る納付の期限後20日以内に発しなければならない。

2 前項の規定により指定する期限は、督促状を発する日から起算して11日目とする。

3 前2項の規定は、私債権に係る滞納者に対して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の規定により督促するときについて準用する。この場合において、第1項中「納付すべき」とあるのは「履行すべき」と、「滞納に係る納付」とあるのは「遅滞に係る履行」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

4 債権管理者は、公債権に係る滞納者に対して地方自治法第231条の3第1項その他の法令の規定により督促した場合には、督促

手数料として、当該滞納者から1通につき80円を徴収しなければならない。ただし、債権管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(延滞金)

第7条 債権管理者は、公債権に係る滞納者に対して地方自治法第231条の3第1項その他の法令の規定により督促した場合において、当該公債権の金額が2,000円以上であるときは、当該金額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に、その納付の期限(当該納付の期限が延長されたときは、その延長後の納付の期限。以下この項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(道路法(昭和27年法律第180号)第73条第2項及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第4項に規定する延滞金にあつては、年14.5パーセント)(当該納付の期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収しなければならない。

2 前項の規定により徴収されるべき延滞金(付則第5項を除き、以下「延滞金」という。)の額の計算に係る年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3 前2項に規定するもののほか、延滞金の額の計算方法は、市税の例による。

4 債権管理者は、別に定める特別の理由があると認めるときは、滞納者に対し、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(遅延損害金等)

第8条 債権管理者は、私債権に係る滞納者に対して地方自治法施行令第171条の規定により督促した場合においては、その履行の遅滞に係る損害賠償金その他の損害金を徴収しなければならない。

2 前条第4項の規定は、前項の規定により徴収されるべき損害金(以下「遅延損害金等」という。)について準用する。

(滞納処分)

第9条 債権管理者は、強制徴収債権に係る滞納者に対して地方自治法第231条の3第1項その他の法令の規定により督促した場合において、当該滞納者が第6条第1項の規定により指定された期限その他の納付の期限までに当該強制徴収債権並びにその督促に係る同条第4項の督促手数料及び当該強制徴収債権に係る延滞金を完納しないときは、法令の定めるところにより、滞納処分に着手しなければならない。ただし、法令の定めるところにより徴収猶予の措置を講ずる場合その他債権管理者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(強制執行等)

第10条 債権管理者は、非強制徴収債権に係る滞納者に対して地方自治法施行令第171条の規定により督促した場合において、第6条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により指定された期限その他の履行の期限までに当該非強制徴収債権及びその遅延損害金等に係る債務を完全に履行しないときは、同令第171条の2各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、同令第171条の5の規定により徴収停止の措置を講ずる場合、同令第171条の6の規定により履行の期限を延長する場合その他債権管理者が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(非強制徴収債権の放棄)

第11条 債権管理者は、非強制徴収債権について次の各号のいずれかに該当する場合は、当該非強制徴収債権及びその滞納に係る延滞金、その債務の履行の遅滞に係る遅延損害金等その他の徴収金に係る債権(以下「非強制徴収債権等」という。)を放棄することができる。

- (1) 当該非強制徴収債権(地方自治法第236条第2項の規定により消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。)について消滅時効に係る時効期間が満了したとき(その満了後にその債務者が当該非強制徴収債権につき一部を履行したときその他その債務者が時効を援用しないと認められる特別の理由があるときを除く。)
- (2) 当該非強制徴収債権に係る債務者が死亡した場合(失踪宣告を受けたことにより死亡したとみなされた場合を含む。)において、次

のいずれかに該当するとき。

ア その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が当該財産の換価に要する費用及び他の債権に優先して弁済を受けることができる債権の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

イ 当該債務者の相続人全員が相続放棄をした場合又は当該債務者の相続人が存在せず、若しくはその存在が明らかでない場合において、当該非強制徴収債権について一切徴収の見込みがないと債権管理者が認めるとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第178条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により当該非強制徴収債権の債務者がその債務の全部又は一部につきその責任を免れたと認められるとき。

(4) 当該非強制徴収債権に係る債務者である法人について、破産法の規定による破産手続廃止若しくは破産手続終結の決定に係る登記又は会社法（平成17年法律第86号）その他の法令の規定による清算終了の登記がなされたとき。

2 公営企業管理者は、前項の規定により非強制徴収債権等を放棄したときは、その概要その他市長が必要と認める事項を市長に報告しなければならない。

（尼崎市議会への報告）

第12条 市長は、前条第1項の規定により非強制徴収債権等を放棄したとき及び同条第2項の規定による報告を受けたときは、別に定めるところにより、その概要を尼崎市議会に報告しなければならない。

（滞納発生後の調査等）

第13条 債権管理者は、市債権に滞納が発生したときは、必要に応じ、法令又は市の条例の定めるところにより、その滞納理由、滞納者又はその保証人（以下「滞納者等」という。）の財産又は収入（以下「財産等」という。）の状況その他必要な事項を調査しなければならない。

2 債権管理者は、市債権の管理に関する事務を効率的かつ効果的に遂行するため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度において、法令の規定に従い、その保有する滞納者等の財産等の状況その他の滞納者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は他の債権管理者に提供することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、債権管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の廃止)

2 尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例(昭和31年尼崎市条例第9号)は、廃止する。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合と、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)とする。

4 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.2

パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。

（経過措置）

- 5 この条例の施行の際現に発生している付則第2項の規定による廃止前の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）第3条第1項の規定に基づく延滞金は、第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に廃止前の条例の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この条例に相当の規定があるものは、その相当の規定によってしたものとみなす。

（説明）

本市の適正な債権管理をするための基準を定めるため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 29 号

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例について

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退職手当支給条例 (昭和 24 年尼崎市条例第 37 号) の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「 100 分の 87 」を「 100 分の 83.7 」に改める。

(尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例 (昭和 35 年尼崎市条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

付則第 6 項中「 100 分の 87 」を「 100 分の 83.7 」に改める。

(尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成 19 年尼崎市条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

付則第 2 項及び第 9 項中「 100 分の 87 」を「 100 分の 83.7 」に、「 104 分の 87 」を「 104 分の 83.7 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例、第 2 条

の規定による改正後の尼崎市教育職員の退職手当に関する条例及び第3条の規定による改正後の尼崎市職員退職手当支給条例及び尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説 明)

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成29年法律第79号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第30号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月23日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「でその等級が4級」の前に「（第7条第3項において「行政職員等」という。）」を加える。

第7条を次のように改める。

（降格）

第7条 職員（教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。）について降格をさせた場合における当該職員の号給は、当該降格の日の前日に受けていた当該職員に適用される給料表に係る別表第11アからオまでのいずれかに定める降格時号給対応表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その降格後の等級におけるものに限る。）とする。

2 教育職員について降格をさせた場合における当該教育職員の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 当該降格の日の前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）の額と同じ額の号給が当該降格後の等級における号給のうちにあるとき 当該額の号給
- (2) 降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、当該降格後の等級における号給の額のうちにないとき 当該降格前号給の額の直近下位の額の号給
- (3) 降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額を超えているとき 当該等級における最高の号給

3 職員について降格（2級以上下位の等級に異動するものに限る。）をさせた場合（行政職員等でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合を除く。）における前2項の規定の適用については、1級下位の等級への降格（行政職員等について当該1級下位の等級が5級であるときは、4級への降格（以下「特定降格」という。））が順次行われたものとして取り扱うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

第21条の4第1項中「教育職給料表の適用を受ける職員」を「教育職員」に改める。

別表第10ア及びイ中「をした日」を「の日」に改め、同表ウ中「をした日」を「の日」に改め、同表ウ備考中「第5条第1項」の次に「（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び特定2級教育職員の等級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合」を削り、同表エからキまでの規定中「をした日」を「の日」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第11

ア 行政職給料表降格時号給対応表(1)

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	21	19	1	33	9	9	9
2	22	20	2	34	10	10	10
3	22	20	2	35	11	11	11
4	23	21	3	36	12	12	12
5	24	22	4	37	13	13	13
6	25	23	5	38	14	14	14
7	25	24	6	39	15	15	15

8	26	25	7	40	16	16	16
9	28	26	8	41	17	17	17
10	29	28	9	42	18	18	18
11	30	29	10	43	19	19	19
12	31	30	11	44	20	20	20
13	32	31	12	45	21	21	21
14	33	32	13	46	22	22	22
15	34	33	14	47	23	23	23
16	35	34	16	48	24	24	24
17	36	35	17	49	25	25	25
18	38	36	18	50	26	26	26
19	39	37	19	51	27	27	27
20	40	38	20	52	28	28	28
21	41	39	21	53	29	29	29
22	42	40	22	54	30	30	30
23	43	41	23	55	31	31	31
24	44	42	24	56	32	32	32
25	45	43	25	57	33	33	33
26	46	44	26	58	34	34	34
27	47	45	27	59	35	35	35
28	48	46	28	60	36	36	36
29	49	47	29	61	37	37	37
30	50	48	30	62	38	38	38
31	51	49	31	63	39	39	39
32	52	50	32	64	40	40	40
33	53	52	33	65	41	41	41
34	54	54	34	66	42	42	42
35	55	56	35	67	43	43	43

36	56	58	36	68	44	44	44
37	58	59	37	69	45	45	45
38	60	60	38	70	46	46	46
39	62	61	39	71	47	47	47
40	64	62	40	72	48	48	48
41	66	64	41	73	49	49	50
42	68	66	42	74	50	50	52
43	70	68	43	75	51	51	54
44	72	70	44	76	52	52	56
45	75	74	45	77	54	54	58
46	78	78	46	78	56	56	60
47	81	82	47	79	58	58	62
48	84	86	48	80	60	60	64
49	87	90	49	81	62	62	66
50	90	94	50	82	64	64	68
51	93	98	51	83	66	66	70
52	93	102	52	84	68	68	72
53	93	106	53	86	71	71	74
54	93	110	54	88	75	75	76
55	93	114	55	90	79	79	77
56	93	117	56	92	83	82	77
57	93	117	57	95	87	85	77
58	93	117	58	98	91	87	77
59	93	117	59	101	94	89	77
60	93	117	60	104	97	91	77
61	93	117	61	108	99	93	77
62	93	117	62	112	101	95	77
63	93	117	63	116	103	97	77

64	93	117	64	120	105	99	77
65	93	117	66	122	107	101	77
66	93	117	68	124	108	103	77
67	93	117	70	126	109	105	77
68	93	117	72	128	110	107	77
69	93	117	75	130	111	109	77
70	93	117	78	131	112	109	
71	93	117	81	132	113	109	
72	93	117	84	133	114	109	
73	93	117	88	134	115	109	
74	93	117	92	135	116	109	
75	93	117	96	136	117	109	
76	93	117	100	137	117	109	
77	93	117	104	138	117	109	
78	93	117	108	139	117		
79	93	117	113	140	117		
80	93	117	119	141	117		
81	93	117	125	142	117		
82	93	117	131	143	117		
83	93	117	137	144	117		
84	93	117	143	145	117		
85	93	117	145	146	117		
86	93	117	145	147	117		
87	93	117	145	148	117		
88	93	117	145	149	117		
89	93	117	145	150	117		
90	93	117	145	151	117		
91	93	117	145	152	117		

92	93	117	145	154	117		
93	93	117	145	156	117		
94	93	117	145	158	117		
95	93	117	145	160	117		
96	93	117	145	161	117		
97	93	117	145	161	117		
98	93	117	145	161	117		
99	93	117	145	161	117		
100	93	117	145	161	117		
101	93	117	145	161	117		
102	93	117	145	161	117		
103	93	117	145	161	117		
104	93	117	145	161	117		
105	93	117	145	161	117		
106	93	117	145	161	117		
107	93	117	145	161	117		
108	93	117	145	161	117		
109	93	117	145	161	117		
110	93	117	145	161			
111	93	117	145	161			
112	93	117	145	161			
113	93	117	145	161			
114	93	117	145	161			
115	93	117	145	161			
116	93	117	145	161			
117	93	117	145	161			
118		117	145				
119		117	145				

120		117	145				
121		117	145				
122		117	145				
123		117	145				
124		117	145				
125		117	145				
126		117	145				
127		117	145				
128		117	145				
129		117	145				
130		117	145				
131		117	145				
132		117	145				
133		117	145				
134		117	145				
135		117	145				
136		117	145				
137		117	145				
138		117	145				
139		117	145				
140		117	145				
141		117	145				
142		117	145				
143		117	145				
144		117	145				
145		117	145				
146			145				
147			145				

148			145				
149			145				
150			145				
151			145				
152			145				
153			145				
154			145				
155			145				
156			145				
157			145				
158			145				
159			145				
160			145				
161			145				

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合（行政職給料表降格時号給対応表(2)の適用を受ける場合を除く。）について適用する。

イ 行政職給料表降格時号給対応表(2)

6級における号給	4級への降格後の号給
1	41
2	42
3	43
4	44
5	45
6	46
7	47
8	48

9	49
10	50
11	51
12	52
13	53
14	54
15	55
16	56
17	57
18	58
19	59
20	60
21	61
22	62
23	63
24	64
25	65
26	66
27	67
28	68
29	69
30	70
31	71
32	72
33	73
34	74
35	75
36	76

37	77
38	78
39	79
40	80
41	81
42	82
43	83
44	84
45	86
46	88
47	92
48	96
49	102
50	108
51	116
52	124
53	130
54	136
55	140
56	144
57	148
58	152
59	155
60	160
61	161
62	161
63	161
64	161

65	161
66	161
67	161
68	161
69	161
70	161
71	161
72	161
73	161
74	161
75	161
76	161
77	161
78	161
79	161
80	161
81	161
82	161
83	161
84	161
85	161
86	161
87	161
88	161
89	161
90	161
91	161
92	161

93	161
94	161
95	161
96	161
97	161
98	161
99	161
100	161
101	161
102	161
103	161
104	161
105	161
106	161
107	161
108	161
109	161

備考 この表は、次に掲げる場合について適用する。

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級から8級までのいずれかであるものについて1級から4級までのいずれかに降格をさせた場合（(1)に該当する場合を除く。

)において特定降格が行われ

るとき。

ウ 消防職給料表降格時号給対応表(1)

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	19	9	5	21	9
2	20	10	6	22	10
3	21	11	7	23	11
4	22	12	8	24	12
5	23	13	9	25	13
6	24	14	10	26	14
7	25	15	11	27	15
8	26	15	12	28	16
9	27	16	13	29	17
10	28	17	14	30	18
11	29	18	15	31	19
12	30	19	16	32	20
13	31	19	17	33	21
14	32	20	18	34	22
15	33	21	19	35	23
16	34	23	20	36	24
17	35	24	21	37	25
18	36	25	22	38	26
19	37	26	23	39	27
20	38	27	24	40	28
21	39	29	25	41	29
22	40	30	26	42	30
23	41	31	27	43	31

24	42	32	28	44	32
25	43	33	29	45	33
26	44	34	30	46	34
27	45	35	31	47	35
28	46	36	32	48	36
29	47	37	33	49	37
30	48	38	34	50	38
31	49	39	35	51	39
32	50	40	36	52	40
33	51	41	37	53	41
34	52	42	38	54	42
35	53	43	39	55	43
36	54	44	40	56	44
37	56	45	41	57	45
38	58	46	42	58	46
39	60	47	43	59	47
40	62	48	44	60	48
41	64	49	45	61	49
42	66	50	46	62	50
43	68	51	47	63	51
44	70	52	48	64	52
45	72	53	49	65	54
46	74	54	50	66	56
47	76	55	51	67	58
48	78	56	52	68	60
49	81	57	53	69	62
50	84	58	54	70	64
51	87	59	55	71	66

52	90	60	56	72	68
53	94	61	57	74	71
54	98	62	58	76	75
55	102	63	59	78	79
56	106	64	60	80	83
57	108	65	61	83	87
58	110	66	62	86	91
59	112	67	63	89	94
60	113	68	64	92	97
61	113	70	65	96	99
62	113	72	66	100	101
63	113	74	67	104	103
64	113	76	68	108	105
65	113	78	69	110	107
66	113	80	70	112	108
67	113	82	71	114	109
68	113	84	72	116	109
69	113	88	73	118	109
70	113	92	74	119	109
71	113	96	75	120	109
72	113	100	76	121	109
73	113	103	78	122	109
74	113	106	80	123	109
75	113	109	82	124	109
76	113	112	84	125	109
77	113	115	87	126	109
78	113	119	90	127	109
79	113	123	93	128	109

80	113	126	96	129	109
81	113	129	98	130	109
82	113	131	100	131	109
83	113	134	103	132	109
84	113	136	107	133	109
85	113	138	110	134	109
86	113	140	113	135	109
87	113	142	114	136	109
88	113	145	116	137	109
89	113	145	117	138	109
90	113	145	117	139	109
91	113	145	117	140	109
92	113	145	117	142	109
93	113	145	117	144	109
94	113	145	117	145	109
95	113	145	117	145	109
96	113	145	117	145	109
97	113	145	117	145	109
98	113	145	117	145	109
99	113	145	117	145	109
100	113	145	117	145	109
101	113	145	117	145	109
102	113	145	117	145	109
103	113	145	117	145	109
104	113	145	117	145	109
105	113	145	117	145	109
106	113	145	117	145	109
107	113	145	117	145	109

108	113	145	117	145	109
109	113	145	117	145	109
110	113	145	117		
111	113	145	117		
112	113	145	117		
113	113	145	117		
114	113	145	117		
115	113	145	117		
116	113	145	117		
117	113	145	117		
118	113		117		
119	113		117		
120	113		117		
121	113		117		
122	113		117		
123	113		117		
124	113		117		
125	113		117		
126	113		117		
127	113		117		
128	113		117		
129	113		117		
130	113		117		
131	113		117		
132	113		117		
133	113		117		
134	113		117		
135	113		117		

136	113		117		
137	113		117		
138	113		117		
139	113		117		
140	113		117		
141	113		117		
142	113		117		
143	113		117		
144	113		117		
145	113		117		

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合（消防職給料表降格時号給対応表(2)の適用を受ける場合を除く。）について適用する。

エ 消防職給料表降格時号給対応表(2)

6級における号給	4級への降格後の号給
1	29
2	30
3	31
4	32
5	33
6	34
7	35
8	36
9	37
10	38
11	39

12	40
13	41
14	42
15	43
16	44
17	45
18	46
19	47
20	48
21	49
22	50
23	51
24	52
25	53
26	54
27	55
28	56
29	57
30	58
31	59
32	60
33	61
34	62
35	63
36	64
37	65
38	66
39	67

40	68
41	69
42	70
43	71
44	72
45	74
46	76
47	80
48	84
49	90
50	96
51	104
52	112
53	118
54	124
55	128
56	132
57	136
58	140
59	143
60	145
61	145
62	145
63	145
64	145
65	145
66	145
67	145

68	145
69	145
70	145
71	145
72	145
73	145
74	145
75	145
76	145
77	145
78	145
79	145
80	145
81	145
82	145
83	145
84	145
85	145
86	145
87	145
88	145
89	145
90	145
91	145
92	145
93	145
94	145
95	145

96	145
97	145
98	145
99	145
100	145
101	145
102	145
103	145
104	145
105	145
106	145
107	145
108	145
109	145

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその等級が6級であるものについて次のいずれかに該当する場合について適用する。

- (1) 4級に降格をさせた場合
- (2) 1級から3級までのいずれかに降格をさせた場合において特定降格が行われるとき。

オ 医療職給料表降格時号給対応表

降格の日の前日に 受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26

3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54

31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89

59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	

87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員について降格をさせた場合について適用する。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(説 明)

職員の降格に係る号給決定方法を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 1 号

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 6 年尼崎市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 1 項を付則第 2 2 項とし、付則第 1 8 項から第 2 0 項までを 1 項ずつ繰り下げ、付則第 1 7 項の次に次の 1 項を加える。

1 8 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの間に限り、市長及び副市長に係る別表の規定の適用については、同表中「1, 1 7 7, 0 0 0 円」とあるのは「1, 1 7 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た金額」と、「9 4 2, 0 0 0 円」とあるのは「9 4 2, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た金額」とする。ただし、市長及び副市長の退職手当に関する条例第 4 条第 1 項の規定を適用する場合は、この限りでない。

付則に次の 1 項を加える。

2 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの間に限り、市長及び副市長に支給する第 3 条第 2 項の規定による期末手当の額の算定に係る付則第 1 8 項の規定の適用については、同項中「1, 1 7 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0」とあるのは「1, 1 7 7, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 7 5」と、「9 4 2, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 9 0」とあるのは「9 4 2, 0 0 0 円に 1 0 0 分の 8 0」とする。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

市長及び副市長の給与削減措置を実施するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 2 号

尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例について
尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業管理者の給与及び旅費に関する条例

尼崎市公営企業の管理者の給与及び旅費に関する条例（昭和 4 2 年尼崎市条例第 3 号）の全部を改正する。

（この条例の趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

（給与）

第 2 条 管理者に支給する給料は、月額 8 0 5 , 0 0 0 円とする。

2 前項の規定による給料のほか、管理者に対しては、尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年尼崎市条例第 2 4 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例に準じて手当（期末手当を除く。）を、尼崎市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例（昭和 3 6 年尼崎市条例第 1 1 号）の適用を受ける者の例に準じて期末手当を支給することができる。

3 前 2 項に規定するものもののほか、管理者の給与の支給に関しては、給与条例の規定を準用する。

（旅費）

第 3 条 管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、尼崎市職員等の旅費に関する条例（昭和 3 6 年尼崎市条例第 4 号）の規定を準用する。

（退職手当）

第 4 条 管理者が任期満了その他の理由により退職したときは、その者

(死亡による退職の場合にあっては、その遺族)に対し、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、第2条第1項に規定する額に在職月数を乗じて得た額に100分の21を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、管理者となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その数が48を超えるときは、48)とする。

4 前各項に規定するもののほか、管理者の退職手当の支給に関しては、市長及び副市長の退職手当に関する条例(昭和54年尼崎市条例第24号)の規定を準用する。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の4事業を通じて1人の公営企業管理者が設置されることに伴い、当該管理者の給与等の整備を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 3 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 3 年尼崎
市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 公益財団法人尼崎市文化振興財団

第 2 条第 1 項中第 1 9 号を第 2 0 号とし、第 1 3 号から第 1 8 号まで
を 1 号ずつ繰り下げ、第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 一般社団法人あまがさき観光局

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

本市職員を派遣することができる団体として「一般社団法人あまが
さき観光局」を加えるとともに、既存派遣団体の名称変更に伴う規定
の整備を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 3 4 号

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「事項は、」の次に「市長の承認を得て」を加える。

別表特殊業務手当の項中「4, 250 円」を「5, 100 円」に、「3, 000 円」を「3, 600 円」に改め、同表摘要 2 中「いい」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 3 0 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に従事した対象業務（尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例第 4 条に規定する対象業務をいう。以下同じ。）に係る特殊業務手当について適用し、適用日前に従事した対象業務に係る特殊業務手当については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において支給された特殊業務手当（適用日から施行日の前日までの間に従事した対象業務に係るものに限る。）は、改正後の条例の規定による特殊業務手当の内払とみなす。

(説 明)

教育職員の特殊勤務手当を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 35 号

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例

尼崎市介護保険条例（平成 12 年尼崎市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「平成 27 年度から平成 29 年度」を「平成 30 年度から平成 32 年度」に改め、同条第 1 号中「35,532 円」を「38,472 円」に改め、同条第 2 号中「48,679 円」を「52,707 円」に改め、同条第 3 号中「53,298 円」を「57,708 円」に改め、同条第 4 号中「63,958 円」を「69,250 円」に改め、同条第 5 号中「71,064 円」を「76,944 円」に改め、同条第 6 号中「85,277 円」を「92,333 円」に改め、同号ア中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号」を「令第 38 条第 1 項第 1 号八」に改め、同号イ中「生活保護法第 2 条」を「同法第 2 条」に改め、同条第 7 号中「88,830 円」を「100,027 円」に改め、同号ア中「125 万円以下」を「200 万円未満」に改め、同条第 8 号を削り、同条第 9 号中「106,596 円」を「115,416 円」に改め、同号ア中「190 万円以上 290 万円」を「200 万円以上 300 万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 10 号イ」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 10 号中「120,809 円」を「130,805 円」に改め、同号ア中「290 万円」を「300 万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 11 号イ」を加え、同号を同条第 9 号とし、同条第 11 号中「129,692 円」を「140,423 円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 12 号イ」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 12 号中「138,575 円」を「150,041 円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第 13 号イ」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 13 号中

「147,458円」を「159,659円」に改め、同号イ中「第39条第1項第1号イ」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 169,277円

ア 合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）

第5条第14号中「156,341円」を「178,895円」に改める。

第10条から第12条までを削り、第13条を第10条とし、第14条から第16条までを3条ずつ繰り上げる。

第17条第1項中「第13条」を「第10条」に改め、同条を第14条とし、第18条を第15条とし、第19条を第16条とする。

第20条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改め、同条を第17条とし、第21条を第18条とする。

第22条中「第18条」を「第15条」に改め、同条を第19条とし、第23条を第20条とし、第24条を第21条とする。

付則第16項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例（平成30年尼崎市条例第 号。以下「債権管理条例」という。）第6条第1項の規定により発せられた督

促状とみなす。

- 4 施行日前に改正前の条例第 11 条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第 6 条第 4 項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。
- 5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第 12 条第 1 項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第 7 条第 1 項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(説 明)

平成 30 年度から平成 32 年度までの介護保険料率の改定等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 36 号

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業
に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業に関する
条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例及び尼崎市旅館業
に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例 (平成 7 年尼崎市条
例第 12 号) の一部を次のように改正する。

別表備考中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に、「ホテル営業及び旅
館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

(尼崎市旅館業に関する条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市旅館業に関する条例 (平成 20 年尼崎市条例第 43 号)
の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、
同条中「第 1 条第 1 項第 11 号」を「第 1 条第 1 項第 8 号」に改め、
同条第 3 号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第 6 号中「ロビー」
を「玄関広間等」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条中「第 1 条第 3 項第 7 号」を「第 1 条第 2 項第 7 号」に改め、
同条を第 4 条とする。

第 6 条中「第 1 条第 4 項第 5 号」を「第 1 条第 3 項第 5 号」に改め、
同条を第 5 条とする。

第 7 条中「から第 5 条まで」を「及び第 4 条」に改め、同条を第 6
条とする。

第 8 条中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同条を第 7 条とし、第 9
条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第14条第1号中「第5項」を「第4項」に改め、同条第2号中「第1条第1項第4号又は第2項第4号」を「第1条第1項第2号」に改め、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

付則第2項中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第6条」を「第5条」に改める。

付 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(説 明)

旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例について

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 18 条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施の制限について定めるとともに、住宅宿泊事業の実施について必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営及び良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第 3 条 次に掲げる区域内においては、4 月 1 日午後 0 時から翌年の 4 月 1 日午後 0 時までの期間住宅宿泊事業を実施してはならない。ただし、第 2 号に掲げる区域（以下「2 号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、住宅宿泊事業を実施することができる。

(1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

(2) 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる施設並びに尼崎市旅館業に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 43 号）第 9 条各号に掲げる施設の敷地境界線からの水平距離 100 メートル以内のそれぞれの区域（前号に掲げる区域（以下「1 号区域」という。）内におけるものを除く。）

2 法第 3 条第 1 項に規定する届出（以下「事業開始届出」という。）

があった際現に前項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が1号区域及び2号区域以外の区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は2号区域のうちのいずれかの区域内に存することとなったときは、同項の規定は、適用しない。

- 3 事業開始届出があった際現に第1項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が2号区域のうちのいずれかの区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は新たに設置された同項第2号に規定する施設に係る2号区域内に存することとなったときは、同項ただし書中「第2号に掲げる区域（以下「2号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、」とあるのは、「第3項の規定による読替え前のこの項ただし書の規定により実施している住宅宿泊事業の期間（当該期間に変更があったときは、その変更後の期間）内に限り、当該」として、同項の規定を適用する。

（実施同意を得た事業予定者がすべき届出等）

第4条 住宅宿泊事業を実施しようとする者（以下「事業予定者」という。）で前条第1項ただし書の同意（以下「実施同意」という。）を得たものは、事業開始届出をしようとするときは、法第3条第2項の規定により提出する届出書（以下「事業開始届出書」という。）に当該実施同意に係る書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 住宅宿泊事業者及び事業予定者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）で実施同意を得たものは、事業開始届出後、当該実施同意に係る住宅宿泊事業の期間に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（住宅宿泊事業の説明書類の交付等）

第5条 事業予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民（その住

住宅宿泊事業に係る住宅（以下「対象住宅」という。）が一戸建ての住宅（市長が別に定めるものを含む。以下同じ。）である場合にあっては当該一户建ての住宅の敷地内及び当該一户建ての住宅の敷地境界線からの水平距離10メートル以内に住所を有する者を、対象住宅が共同住宅（市長が別に定めるものを含む。以下同じ。）における住戸である場合にあっては当該共同住宅内に住所を有する者をいう。以下同じ。）に対し、当該住宅宿泊事業について規則で定める事項（以下「説明事項」という。）を記載した書類（以下「説明書類」という。）を交付しなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該号に定める事項その他規則で定める事項を記載した書類（以下「変更説明書類」という。）を交付しなければならない。

(1) 住宅宿泊事業の期間その他規則で定める事項を変更しようとするとき その変更しようとする事項

(2) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の商号、名称又は氏名その他規則で定める事項を変更したとき その変更した事項

3 事業予定者は、第1項の規定により説明書類を交付した場合又は前項の規定により変更説明書類を交付した場合において、事業開始届出をしようとするときは、事業開始届出書に当該説明書類（同項の規定により変更説明書類を交付した場合にあっては、当該変更説明書類を含む。）その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後第2項各号のいずれかに該当したことにより同項の規定により変更説明書類を交付したときは、規則で定めるところにより、当該変更説明書類その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 住宅宿泊事業者等は、その住宅宿泊事業について近隣住民から質問又は意見があったときは、適切かつ迅速に、当該質問に回答し、又は当該意見に対する見解を示し、当該住宅宿泊事業に対する当該近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。

(報告の徴収等)

第 6 条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営又は良好な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者又は事業予定者に対し、その住宅宿泊事業に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第 4 条、第 5 条第 3 項及び第 4 項並びに付則第 3 項の規定 平成 30 年 3 月 15 日

(2) 第 3 条及び付則第 4 項の規定 平成 30 年 6 月 15 日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成 30 年 6 月 14 日までの間については、第 5 条第 2 項中「住宅宿泊事業者等」とあり、同項第 2 号中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあり、同条第 5 項中「住宅宿泊事業者等」とあり、及び第 6 条中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあるのは、「事業予定者」として、これらの規定を適用する。

3 平成 30 年 3 月 15 日から同年 6 月 14 日までの間については、第 4 条第 1 項中「事業開始届出を」とあるのは「法附則第 2 条第 1 項前段の規定による届出（以下「施行前事業開始届出」という。）を」と、「法」とあるのは「同項前段の規定により法」と、「規定」とあるのは「規定の例」と、「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第 2 項中「住宅宿泊事業者及び事業予定者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）」とあるのは「事業予定者」と、「事業開始届出」とあるのは「施行前事業開始届出」と、第 5 条第 3 項中「事業開始届出を」とあるのは「施行前事業開始届出を」と、

「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第4項中「住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後」とあるのは「事業予定者は、施行前事業開始届出後」として、これらの規定を適用する。

- 4 法附則第2条第1項前段の規定による届出があった場合は、第3条第2項中「第3条第1項に規定する届出（以下「事業開始届出」という。）があった」とあるのは「の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」と、同条第3項中「事業開始届出があった」とあるのは「法の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」として、これらの規定を適用する。

（委任）

- 5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）の制定に伴い、住宅宿泊事業の適正な運営及び良好な生活環境の確保を図るため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 38 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（尼崎市国民健康保険運営協議会）」に改め、同条第 1 項を削り、同条第 2 項中「協議会」を「法第 11 条第 2 項の規定により同項に規定する協議会として設置される尼崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」に、「各号に定めるところによる」を「とおりとする」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「委員は、」の次に「前項各号に掲げる者のうちから」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項に定める」を「前 2 項に規定する」に、「議事手続その他協議会に関して」を「組織及び運営について」に、「別に」を「規則で」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条中「第 29 条の 7 第 1 項」を「第 29 条の 7 第 1 項第 1 号」に、「後期高齢者支援金等賦課額（同項）」を「後期高齢者支援金等賦課額（同項第 2 号）」に、「介護納付金賦課被保険者（同項）」を「介護納付金賦課被保険者（同項第 3 号）」に、「介護納付金賦課額（同項）」を「介護納付金賦課額（同号）」に改める。

第 10 条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額
- イ 一般被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
- ウ 国民健康保険事業費納付金（法第 75 条の 7 第 1 項の規定によ

り徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(兵庫県が行う国民健康保険(以下「県国保」という。)の一般被保険者に係るものに限り、兵庫県の国民健康保険に関する特別会計(以下「県特別会計」という。)において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

エ 法第81条の2第4項の規定により徴収される財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

オ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

カ 保健事業に要する費用の額

キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費(以下「市特別会計」という。)において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(次に掲げる額を除く。)

(ア) 退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額

(イ) 退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額

(ウ) 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。)及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県国保の退職被保険者等に係るものに限る。)(以下これらの費用を「納付金納付費用」という。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第74条の規定による補助金の額
- イ 法第75条の規定により交付される補助金（納付金納付費用に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（納付金納付費用に係るものを除く。）の額
- ウ 法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養給付等費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額
- エ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金及び保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養給付等費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第13条第2項中「第2位」を「第4位」に改める。

第15条の3中「540,000円」を「令第29条の7第2項第9号に規定する額（他の法令の規定において基礎賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「基礎賦課限度額」という。）」に改める。

第15条の3の2各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分であって、県国保の一般被保険者に係るものに限る。次号ア及びイにおいて同じ。）
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
第15条の3の10中「190,000円」を「令第29条の7第3項第8号に規定する額（他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。）」に改める。

第15条の4各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号ア及びイにおいて同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額
第15条の8中「160,000円」を「令第29条の7第4項第8号に規定する額（他の法令の規定において介護納付金賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「介護納付金賦課限度額」という。）」に改める。

第19条の2第1項中「540,000円を」を「基礎賦課限度額を」に、「540,000円）」を「当該基礎賦課限度額）」に改め、同条第3項中「540,000円」を「基礎賦課限度額」に、「190,000円」を「後期高齢者支援金等賦課限度額」に改め、同条第4項中「540,000円」を「基礎賦課限度額」に、「160,000円」

を「介護納付金賦課限度額」に改める。

第22条を次のように改める。

(保険料の減免等)

第22条 市長は、保険料の納付義務者について災害により被害を受けた場合その他規則で定める特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料若しくは延滞金を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。

第23条から第26条までを削り、第27条を第23条とし、第28条から第30条までを4条ずつ繰り上げる。

第31条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「関し」を「ついて」に、「市長が、別に」を「規則で」に改め、同条を第27条とする。

付則第14項を削り、付則第15項を付則第14項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第10条、第15条の3の2及び第15条の4の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の尼崎市国民健康保険条例(以下「改正前の条例」という。)第13条第2項(尼崎市国民健康保険条例(以下「国保条例」という。)第15条の3の5第2項及び第15条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用して決定した保険料率(平成12年度から平成29年度までの各年度分の保険料に係るものに限る。以下同じ。)は、改正後の条例第13条第2項(国保条例第15条の3の5第2項及び第15条の7第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用して決定した保険料率とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第23条第1項の規定に基づく延滞金は、尼崎市債権管理条例（平成30年尼崎市条例第 号。以下「債権管理条例」という。）第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。
- 5 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、保険料の納付の期限までに当該保険料を納付していない納付義務者に対する督促のために発せられた督促状は、債権管理条例第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。
- 6 施行日前に改正前の条例第25条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

（ 説 明 ）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第3号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 39 号

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「本市」を「本市内」に改め、同条第 2 号中「第 5 5 条第 1 項」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第 5 5 条第 1 項）」に、「本市」を「本市内」に改め、同条第 3 号中「第 5 5 条第 2 項第 1 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「本市」を「本市内」に改め、同条第 4 号中「第 5 5 条第 2 項第 2 号」の次に「（法第 5 5 条の 2 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同号に規定する特定住所変更に係る継続入院等の際本市」を「特定住所変更（同号に規定する特定住所変更をいう。）に係る継続入院等（同号に規定する継続入院等をいう。）の際本市内」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 5 5 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により本市内に住所を有するものとみなされたことにより尼崎市国民健康保険の被保険者であったもの

第 5 条から第 7 条までを削り、第 8 条を第 5 条とし、第 9 条から第 11 条までを 3 条ずつ繰り上げる。

付則第 4 項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例第3条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号。以下「改正法」という。)第11条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定により兵庫県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療の被保険者となる者について適用し、施行日前に改正法第11条の規定による改正前の高齢者医療確保法の規定により広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった者については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の尼崎市後期高齢者医療に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第 号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第6条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

5 この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第7条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

(説明)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)の制定等に伴い、条例改

正が必要なことから、本案を提出する。

議案第40号

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年2月23日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例

尼崎市企業立地促進条例（平成16年尼崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市企業投資活動促進条例

第1条及び第2条第2号中「企業立地」を「企業投資活動」に改める。

第3条の見出し中「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に改め、同条第1項中「備える企業立地を」を「備える企業投資活動を」、
「企業立地に」を「企業投資活動に」に、「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に改め、同項第3号中「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に、
「企業立地を」を「企業投資活動を」に改め、同項第4号ウ中「会社等」の前に「貨物運送事業等を営む」を加え、
「居住する者」を「住所を有する者（以下「市内居住者」という。）」に、「3分の1（貨物運送事業等を営む場合にあっては、2分の1）」を「2分の1」に改め、同条第2項中「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に改め、
同項第1号から第6号までの規定中「企業立地」を「企業投資活動」に改め、同条第3項中「その企業立地事業計画」を「その企業投資活動事業計画」に改め、
同項第1号及び第2号中「企業立地」を「企業投資活動」に改め、同項第3号中「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に改め、
同条第4項中「企業立地認定」を「企業投資活動認定」に、「企業立地事業計画」を「企業投資活動事業計画」に、「企業立地に」を「企業投資活動に」に改める。

第5条中「企業立地」を「企業投資活動」に改める。

第6条第1号中「企業立地奨励金」を「企業投資活動奨励金」に改め、同条第2号ア中「事業所」の次に「（以下「認定事業所」という。）」

を加える。

第9条の見出し中「企業立地認定」を「企業投資活動認定」に改め、同条第1項中「、企業立地認定」を「、企業投資活動認定」に改め、同項第1号中「企業立地認定」を「企業投資活動認定」に改め、同項第3号中「企業立地」を「企業投資活動」に改め、同項第5号中「次条第2項」を「次条第3項」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「企業立地認定」を「企業投資活動認定」に改める。

第10条第1項中「認定事業に係る事業所」を「認定事業所」に、「本市内に住所を有する者」を「市内居住者」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「認定事業に係る事業所」を「認定事業所」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 認定事業者は、前項の規定により認定事業所において常勤従業員として市内居住者を雇用しようとするときは、その際雇用しようとする当該認定事業所の常勤従業員に占める市内居住者の割合が3分の1以上となるように雇用するよう努めなければならない。

第11条中「より、」の次に「その」を加える。

第12条中「認定事業に係る事業所」を「認定事業所」に、「当該」を「その」に、「の調査をする」を「を調査する」に改める。

第13条第1項中「会社等」とあるのは「その構成企業」を「貨物運送事業等を営む会社等」とあるのは「その構成企業のうち貨物運送事業等を営むもの」に、「次条第2項」を「次条第3項」に改め、同条第2項中「企業立地」を「企業投資活動」に改める。

付則第2項及び第3項を削り、付則第1項の見出し及び項番号を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、付則の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市企業投資活動促進条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第1項第4号ウの規定は、この条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後の条例第3条第1項の規定による認定の申請（以下「認定申請」という。）をする会社、個人及び改正後の条例第13条第1項に規定する共同企業体（以下「会社等」という。）について適用し、施行日前にこの条例による改正前の尼崎市企業立地促進条例第3条第1項の規定による認定の申請をした会社、個人及び同条例第13条第1項に規定する共同企業体については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第10条第2項の規定は、施行日以後に認定申請をする会社等について適用する。

（ 説 明 ）

企業立地促進制度を見直すため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場
緑化等の推進に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の
推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場
緑化等の推進に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑
化等の推進に関する条例（平成 2 1 年尼崎市条例第 4 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 条中「条例は、」の次に「企業立地の促進等による地域におけ
る産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平
成 2 9 年法律第 4 7 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例による
こととされた同法による改正前の」を加え、「。以下「企業立地促進
法」を「」（以下「改正前の企業立地促進法」に改める。

第 3 条中「企業立地促進法」を「改正前の企業立地促進法」に改め
る。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（他の施設の用に供する土地等が緑地である場合の当該緑地の面積の
制限）

第 4 条の 2 前条第 1 項の緑地の面積（以下「緑化面積」という。）
の算定については、環境施設以外の施設又は工場立地法施行規則
（昭和 4 9 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 1
号）第 4 条第 1 号トに掲げる施設の用に供する土地（緑地であるも
のに限る。）の面積及び同令第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施
設（緑地であるものに限る。）の面積の合計面積は、緑化面積に 1
0 0 分の 5 0 を乗じて得た面積を超えてはならない。

第 5 条中「前条」を「第 4 条」に改める。

付則第2項中「算定は」を「算定については、第4条の2の規定を準用するほか」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「緑化面積に」とあるのは、「付則第2項の緑地の面積に」と読み替えるものとする。

付則第4項中「前項中」を「付則第2項中「第4条の2の規定を準用するほか、規則」とあるのは「規則」と、「する。この場合において、同条中「緑化面積に」とあるのは、「付則第2項の緑地の面積に」と読み替えるものとする」とあるのは「する」と、前項中「前項」とあるのは「次項において読み替えて準用する前項」と、「」に、「、「右欄」を「右欄」に改める。

第2条 尼崎市工場立地法の特例措置及び景観と環境に配慮した工場緑化等の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下「改正前の企業立地促進法」という。）第10条第1項」を「工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項」に、「工場立地法（昭和34年法律第24号）」を「同法」に改める。

第3条中「本市における同意企業立地重点促進区域（改正前の企業立地促進法第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域をいう）」を「準工業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域をいう。以下同じ。）、工業地域（同号に規定する工業地域をいう。以下同じ。）及び工業専用地域（同号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ）」に改める。

第5条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 適用区域のうち、準工業地域及び工業地域（工業地域にあっては、規則で定める区域に限る。）
- (2) 適用区域のうち、工業地域（前号の規則で定める区域を除く。）

) 及び工業専用地域

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

工場立地法の特例措置に係る根拠法の見直し及び重複緑地率の緩和等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 2 号

尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例について

尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市産業振興基本条例の一部を改正する条例

尼崎市産業振興基本条例（平成 2 6 年尼崎市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「企業立地（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）第 3 条第 2 項に規定する企業立地をいう）」を「工場若しくは事業場の新增設（既存の工場又は事業場の用途を変更することを含む）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 4 7 号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 3 号

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例について

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市農業共済条例の一部を改正する条例

尼崎市農業共済条例（昭和 4 1 年尼崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市が」の次に「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 4 号）による改正前の」を加え、「。以下」を「）（以下」に、「行なう」を「行う」に、「法令その他別に定めがあるものを除く」を「法令等に定めるものの」に改める。

第 6 条を次のように改める。

第 6 条 削除

第 3 2 条第 4 項中「応じ」の次に「農業保険法施行規則（平成 2 9 年農林水産省令第 6 3 号）による改正前の」を加え、「。以下」を「）（以下」に改める。

付 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 4 号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中ツをトとし、アからチまでをウからテまでとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査 1 件 1 4 7 , 0 0 0 円

イ 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査 1 件 1 3 4 , 0 0 0 円

第 2 条第 2 号ケ中「7 5 , 0 0 0 円」を「6 7 , 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号にエ、オ及びカとして次のように加える。

エ 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受けの承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円

オ 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円

カ 汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査 1 件 1 0 0 , 0 0 0 円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市産業廃棄物等関係事務手数料条例第2条第2号ケの規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第61号）及び土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 5 号

尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における
建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
尼崎市道意町 7 丁目北地区再開発地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例（平成 2 年尼崎市条例第 1 4 号）の一部を次のように
改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市道意町 7 丁目北地区地区計画の区域内における建築物
の制限に関する条例

第 1 条中「道意町 7 丁目北地区再開発地区計画」を「道意町 7 丁目北
地区地区計画」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表第 2（ぬ）項第 1 号」を「別表第 2（る）項第
1 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項の改正規
定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）の
制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 6 号

尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の
制限に関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次の各号に掲げる条例の規定中「(ち) 項第 3 号」を「(り) 項第 3 号」に改める。

- (1) 尼崎市昭和通 2 丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 5 年尼崎市条例第 5 号) 第 2 条第 1 項
- (2) 阪神尼崎駅北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 5 年尼崎市条例第 6 号) 第 2 条第 1 項
- (3) 尼崎市都心商業・業務特別用途地区建築条例 (平成 1 6 年尼崎市条例第 1 3 号) 第 2 条第 1 項
- (4) あまがさき緑遊新都心地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 1 7 年尼崎市条例第 4 6 号) 第 3 条第 2 項

(尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市建築物等関係事務手数料条例 (平成 1 2 年尼崎市条例第 3 0 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 5 号中「第 1 2 項」を「第 1 3 項」に改め、同項第 1 8 号、第 1 8 号の 2、第 2 4 号、第 2 6 号、第 2 7 号、第 3 2 号及び第 3 9 号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

(尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市築地地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

る条例（平成13年尼崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表住宅街区の項第5号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同項第8号中「（り）項第3号」を「（ぬ）項第3号」に改め、同表住工複合街区Aの項第5号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同項第8号中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に改め、同表住工複合街区Bの項第5号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同項第8号中「別表第2（り）項第3号」を「別表第2（ぬ）項第3号」に改め、同表工場等街区の項第4号中「別表第2（ち）項第2号」を「別表第2（り）項第2号」に改め、同項第5号中「別表第2（り）項第4号」を「別表第2（ぬ）項第4号」に改める。

（尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成19年尼崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第2（ぬ）項第1号」を「別表第2（る）項第1号」に改める。

（尼崎市工業保全型特別工業地区建築条例の一部改正）

第5条 尼崎市工業保全型特別工業地区建築条例（平成19年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「別表第2（を）項第2号」を「別表第2（わ）項第2号」に改め、同項第5号中「別表第2（を）項第3号」を「別表第2（わ）項第3号」に改め、同項第6号中「別表第2（を）項第5号」を「別表第2（わ）項第5号」に改める。

（尼崎市中央・三和商店街特別用途地区建築条例の一部改正）

第6条 尼崎市中央・三和商店街特別用途地区建築条例（平成19年尼崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例の一部改正)

第7条 尼崎市住工共存型特別工業地区建築条例(平成22年尼崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「別表第2(ぬ)項第1号(1)」を「別表第2(る)項第1号(1)」に改め、同項第3号中「別表第2(ぬ)項第2号」を「別表第2(る)項第2号」に改め、同項第5号中「別表第2(を)項第5号」を「別表第2(わ)項第5号」に改め、同条第3項第2号中「別表第2(ち)項第2号」を「別表第2(り)項第2号」に改める。

(尼崎市JR塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正)

第8条 尼崎市JR塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成26年尼崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「(り)項第3号及び(ぬ)項第1号」を「(ぬ)項第3号及び(る)項第1号」に改め、同項第5号中「別表第2(を)項第5号」を「別表第2(わ)項第5号」に改め、同条第2項第1号中「別表第2(り)項第2号」を「別表第2(ぬ)項第2号」に改め、同項第2号中「別表第2(を)項第5号」を「別表第2(わ)項第5号」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 7 号

尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について

尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 2 9 年尼崎市告示第 5 9 6 号に定める下坂部川出地区防災街区整備地区計画（以下「防災街区整備地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(地区の区分及び名称)

第 2 条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、防災街区整備地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途)

第 3 条 適用区域（住居地区に限る。）内においては、法別表第 2（に）項第 3 号から第 6 号までに掲げる建築物は、建築してはならない。

2 適用区域（近隣商業地区に限る。）内においては、法別表第 2（に）項第 5 号及び第 6 号、（ほ）項第 2 号並びに（へ）項第 5 号に掲げる建築物は、建築してはならない。

3 前 2 項の規定は、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用

しない。

- 4 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

(建築物の高さの最高限度)

第4条 適用区域(住居地区に限る。)内においては、建築物の高さは、10メートル以下でなければならない。

- 2 前項の規定は、この条例の施行の際現に同項の規定に適合しない部分を有する建築物(現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物を含む。)の敷地として使用されている土地の全部を建築物の敷地として使用する場合には、適用しない。

- 3 適用区域(近隣商業地区に限る。)内においては、建築物の高さは、15メートル以下でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、住居地区内にあつては80平方メートル以上、近隣商業地区内にあつては70平方メートル以上でなければならない。ただし、法第53条の2第1項第2号に該当する建築物の敷地については、この限りでない。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する土地について、当該土地の全部を建築物の一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(1) この条例の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地(以下これらの土地を「既存不適格土地」という。)

(2) 既存不適格土地の全部及びこれに隣接する土地の全部又は一部

(壁面の位置の制限)

第6条 適用区域内においては、次のいずれかに該当するもの(以下「外壁等」という。)(地盤面上10メートル以下の部分に限る。)の面から道路境界線(建築物の敷地が防災街区整備地区計画に定められた主要道路1号内に存する水路に接している場合は、当該敷地と当

該水路との敷地境界線は、道路境界線とみなす。以下同じ。)までの距離は、50センチメートル以上でなければならない。ただし、外壁等(地盤面上2.5メートルを超える部分に限る。以下この項において同じ。)の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の一部の外壁等の面から道路境界線までの距離については、この限りでない。

(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等

(2) 建築物に付属する門又は塀で地盤面上2メートルを超えるもの

2 適用区域内においては、建築物の外壁等(地盤面上10メートルを超える部分に限る。)の面から道路境界線までの距離は、2メートル以上でなければならない。

3 適用区域内においては、建築物(その敷地が、同一平面で交差し、又は接続している2以上の道路に接している角地であり、かつ、当該敷地の隅角でこれらの道路のうち2つのもの(以下「角地形成道路」という。)で挟まれたもの(その挟まれた部分にすみ切り部分がある場合は、当該敷地と角地形成道路との道路境界線(当該すみ切り部分における道路境界線を除く。以下この項において同じ。)を延長した線の交点に隅角があるものとみなす。以下同じ。)の内角が120度以下であるもの(以下「特定隅角」という。)を含む場合に限る。)の外壁等は、特定隅角の内角を頂角とし、それぞれの道路境界線上の各1点を長さ2メートルの直線で結ぶ線を底辺として形成される二等辺三角形の土地の区域内に建築してはならない。ただし、建築物又は建築物の一部の外壁等(地盤面上3.8メートルを超える部分に限る。)でその中心線の長さの合計が3メートル以下であるものについては、この限りでない。

4 前項の規定は、同項の規定によるならば建築することができることとなる建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離が50センチメートルを下回るときは、適用しない。

5 第1項から第3項までの規定は、この条例の施行の際現に存する建築物(現に建築、修繕又は模様替えの工事中の建築物でこれらの規定

に適合しない部分を有するものを含む。以下この項において同じ。)の用途を変更する場合(当該建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えと併せて行う場合を除く。)においては、適用しない。

(建築物の構造に関する防火上必要な制限)

第7条 適用区域内においては、建築物は、法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物としなければならない。ただし、法第61条各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、市長が建築物の位置、構造、用途等の特殊性により防火上支障がなく、かつ、適用区域の適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用しない。

3 第3条第4項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合等の措置)

第8条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定を適用し、当該敷地の過半が適用区域外に属するときは当該敷地の全部についてこれらの規定は適用しない。

2 建築物の敷地が適用区域内の各地区にわたる場合における第3条第1項若しくは第2項又は第5条第1項の規定の適用については、当該敷地の全部について当該敷地の過半が属する地区に関する規定を適用する。

3 建築物が適用区域の内外にわたる場合における前条第1項の規定の適用については、当該建築物の全部について同項の規定を適用する。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第9条 法第3条第2項の規定により第3条第1項若しくは第2項、第6条第1項から第3項まで又は第7条第1項の規定の適用を受けない

建築物について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項若しくは第2項、第6条第1項から第3項まで又は第7条第1項の規定は、適用しない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第4条第1項若しくは第3項、第5条第1項、第6条第1項から第3項まで又は第7条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

(3) 法第87条第2項において準用する第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市下坂部川出地区防災街区整備地区計画の実現を図るため、建築物等の制限に関する事項について、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 8 号

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市都市公園条例（昭和 3 3 年尼崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 に次の 1 項を加える。

3 政令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、次の各号に掲げる公園の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 記念公園 1 0 0 分の 6 0
- (2) 芦原公園 1 0 0 分の 7 0
- (3) 西向島公園 1 0 0 分の 9 0
- (4) 前各号に掲げる公園以外の公園 1 0 0 分の 5 0

第 1 1 条第 2 項中「自動車」を「車両」に改める。

第 2 2 条中「猪名川公園（」の次に「第 2 4 条を除き、」を加える。

第 2 4 条各号列記以外の部分中「特定公園」の次に「（第 2 2 条に規定する特定公園及び尼崎城址公園をいう。第 2 号から第 4 号までにおいて同じ。）」を加える。

別表第 2 (5)エの表を次のように改める。

公園名	駐 車 時 間	金 額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
記念公園	3 0 分未満	1 0 0 円	2 0 0 円
小田南公園	3 0 分以上 1 時間未満	2 0 0 円	4 0 0 円
	1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	3 0 0 円	6 0 0 円
元浜緑地	1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	4 0 0 円	8 0 0 円
西武庫公	2 時間以上 6 時間未満	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円

園	6 時間以上 7 時間未満	6 0 0 円	1 , 2 0 0 円
	7 時間以上 8 時間未満	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円
	8 時間以上	8 0 0 円	1 , 6 0 0 円

備考

- 1 駐車場を利用することができる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表第 1 に掲げる普通自動車（以下「普通自動車」という。）並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車（これらの自動車のうち 2 輪自動車（側車付 2 輪自動車を含む。）を除く。）とする。
- 2 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻（以下「入庫時刻」という。）から当該車両を駐車場から出庫させた時刻（以下「出庫時刻」という。）までの時間（2 日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後 1 2 時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前 0 時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前 0 時から午後 1 2 時までの時間のそれぞれの時間）をいう。
- 3 「大型自動車」とは、普通自動車のうち、長さ 5 メートル、幅 2 メートル、高さ 2 . 5 メートルを超えるものをいう。

第 2 条 尼崎市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「及び西武庫公園」を「、西武庫公園及び尼崎城址公園」に改める。

第 2 2 条中「及び猪名川公園（第 2 4 条を除き、）」を「、猪名川公園及び尼崎城址公園（）」に改める。

第 2 4 条中「（第 2 2 条に規定する特定公園及び尼崎城址公園をいう。第 2 号から第 4 号までにおいて同じ。）」を削る。

別表第 1 に次の 1 項を加える。

尼崎城址公園	尼崎城天守
--------	-------

別表第 2 (5)ア(ア)の表中

北雁替公園	市民プール			1回につき 一般、学生 300円 生徒 160円 児童、幼児(4歳未満の者を除く。) 80円
<p>摘要 1 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における専用使用料(研修室、第1会議室及び第2会議室に係る専用使用料を除く。)の額は、専用使用料欄の規定にかかわらず、同欄に規定する額の1.2倍相当額とする。</p>				

を

北雁替公園	市民プール			1回につき 一般、学生 300円 生徒 160円 児童、幼児(4歳未満の者を除く。) 80円
尼崎城址公園	尼崎城天守			1回につき 一般、学生 500円 生徒、児童 250円
<p>摘要 1 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日における専用使用料(研修室、第1会議室及び第2会議室に係る専用使用料を除く。)の額は、専用使用料の欄に掲げる額の1.2倍に相当する額とする。</p>				

に

改め、同表(5)ア(ア)の表摘要2中「午後0時まで」を「午後0時までを」に、「午後1時から午後5時)まで」を「午後5時)までを」に、

「午後 5 時から午後 8 時」を「午後 5 時から午後 8 時まで」に、「午後 9 時)まで、」を「午後 9 時まで)を、」に、「午後 8 時まで」を「午後 8 時までを」に、「午前 9 時から午後 9 時」を「午後 9 時」に改め、同表摘要 3 中「同額とし」を「同額と」に改め、同表摘要 5 中「市民プール」の次に「及び尼崎城天守」を加え、同表(5)エの表に次の 1 項を加える。

尼崎城址 公園	30分未満	200円
	30分以上1時間未満	400円
	1時間以上1時間30分未満	600円
	1時間30分以上2時間未満	800円
	2時間以上2時間30分未満	1,000円
	2時間30分以上	1,200円

別表第 2 (5)エ備考 1 中「車両は、」の次に「尼崎城址公園以外の公園の駐車場にあっては」を、「除く。）」の次に「(以下「普通自動車等」という。）」と、尼崎城址公園の駐車場にあっては普通自動車等(大型自動車を除く。）」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中別表第 2 (5)エの表の改正規定及び次項の規定 平成 30 年 7 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 規則で定める日

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の尼崎市都市公園条例別表第 2 (5)エの規定は、平成 30 年 7 月 1 日以後の駐車場の利用について適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

3 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成 25 年尼崎市条例第 56

号)の一部を次のように改正する。

別表第1中第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、第21項を第22項とし、第20項の次に次の1項を加える。

21 尼崎城址公園

別表第1備考中「第21項」を「第22項」に改める。

別表第2中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 尼崎城址公園

別表第2備考中「及び第11項から第13項まで」を「、第11項、第12項及び第14項」に改める。

(説 明)

尼崎城址公園に有料公園施設を整備し、指定管理者制度を導入するほか、公園駐車場の使用料改定等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 9 号

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 7 年尼崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項ただし書及び第 1 9 条第 4 項ただし書中「自動車」を「車両」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

有料施設等の名称	駐車時間	金額	
		大型自動車以外の車両	大型自動車
駐車場	30分未満	100円	200円
	30分以上1時間未満	200円	400円
	1時間以上1時間30分未満	300円	600円
	1時間30分以上2時間未満	400円	800円
	2時間以上6時間未満	500円	1,000円
	6時間以上7時間未満	600円	1,200円
	7時間以上8時間未満	700円	1,400円
	8時間以上	800円	1,600円

備考

- 1 駐車場を利用することができる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 4 号）別表第 1 に掲げる普通自動車（以下

「普通自動車」という。)並びに同表に掲げる小型自動車及び軽自動車(これらの自動車のうち2輪自動車(側車付2輪自動車を含む。))を除く。)とする。

2 「駐車時間」とは、車両を駐車場に入庫させた時刻(以下「入庫時刻」という。)から当該車両を駐車場から出庫させた時刻(以下「出庫時刻」という。)までの時間(2日以上にわたり駐車場を利用した場合は、車両を駐車場に入庫させた日にあつては入庫時刻から午後12時までの時間、当該車両を駐車場から出庫させた日にあつては午前0時から出庫時刻までの時間、これらの日以外の日にあつてはそれぞれ午前0時から午後12時までの時間のそれぞれの時間)をいう。

3 「大型自動車」とは、普通自動車のうち、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2.5メートルを超えるものをいう。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の利用について適用し、同日前の駐車場の利用については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 0 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年尼崎市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「第 5 項第 1 号」の次に「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円を」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（消防団員等に同項第 1 号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち 1 人については」及び「）を、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（消防団員等に同項第 1 号又は第 2 号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

(説 明)

消防団員等の公務に起因する損害補償に係る補償基礎額への加算額を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 1 号

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市消防関係事務手数料条例（平成 1 2 年尼崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項の(3)中「 5 3 0 , 0 0 0 円」を「 5 7 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)ア中「 8 3 0 , 0 0 0 円」を「 8 8 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)イ中「 1 , 0 1 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 0 7 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)ウ中「 1 , 1 2 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 2 0 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)エ中「 1 , 4 2 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 5 2 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)オ中「 1 , 6 6 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 7 8 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)カ中「 3 , 8 8 0 , 0 0 0 円」を「 4 , 0 7 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)キ中「 5 , 1 0 0 , 0 0 0 円」を「 5 , 3 4 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(4)ク中「 6 , 2 9 0 , 0 0 0 円」を「 6 , 4 9 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)ア中「 1 , 1 3 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 1 8 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)イ中「 1 , 3 4 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 4 1 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)ウ中「 1 , 5 0 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 5 8 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)エ中「 1 , 8 3 0 , 0 0 0 円」を「 1 , 9 4 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)オ中「 2 , 1 4 0 , 0 0 0 円」を「 2 , 2 6 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)カ中「 4 , 3 5 0 , 0 0 0 円」を「 4 , 5 5 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)キ中「 5 , 5 7 0 , 0 0 0 円」を「 5 , 8 2 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(5)ク中「 6 , 7 7 0 , 0 0 0 円」を「 7 , 0 7 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(6)ア中「 5 , 7 5 0 , 0 0 0 円」を「 5 , 9 3 0 , 0 0 0 円」に改め、同項の(6)イ中「 7 , 2 5 0 ,

000円」を「7,470,000円」に改め、同項の(6)ウ中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表15の項の(3)ア中「410,000円」を「420,000円」に改め、同項の(3)イ中「540,000円」を「560,000円」に改め、同項の(3)ウ中「700,000円」を「730,000円」に改め、同項の(3)エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同項の(3)オ中「1,040,000円」を「1,090,000円」に改め、同項の(3)カ中「1,600,000円」を「1,660,000円」に改め、同項の(3)キ中「1,820,000円」を「1,900,000円」に改め、同項の(3)ク中「2,030,000円」を「2,120,000円」に改め、同項の(4)ア中「490,000円」を「530,000円」に改め、同項の(4)イ中「630,000円」を「680,000円」に改め、同項の(4)ウ中「990,000円」を「1,030,000円」に改め、同項の(4)エ中「1,310,000円」を「1,410,000円」に改め、同項の(4)オ中「1,720,000円」を「1,780,000円」に改め、同項の(4)カ中「3,320,000円」を「3,430,000円」に改め、同項の(4)キ中「4,060,000円」を「4,190,000円」に改め、同項の(4)ク中「4,650,000円」を「4,800,000円」に改め、同項の(5)ア中「9,100,000円」を「9,320,000円」に改め、同項の(5)イ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同項の(5)ウ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表17の項の(1)ア中「310,000円」を「320,000円」に改め、同項の(1)イ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同項の(1)ウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同項の(1)エ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同項の(1)オ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同項の(1)カ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同項の(1)キ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同項の(1)ク中「4,170,000

円」を「4,460,000円」に改め、同項の(2)ア中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同項の(2)イ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同項の(2)ウ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市消防関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(平成30年政令第10号)の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 2 号

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例等の一部を改正する条例について

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例等の一部を改正する条例

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部改正)

第 1 条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関
する条例 (昭和 2 8 年尼崎市条例第 1 6 号) の一部を次のように改正
する。

第 1 条の見出しを「 (この条例の趣旨) 」に改め、同条中「基き、
本市公営企業」を「基づき、法第 1 5 条第 1 項に規定する企業職員で
市が経営する企業」に、「企業職員」を「もの (以下「企業職員」と
いう。) 」に、「ことを目的」を「ほか、企業職員の給与について必
要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条第 1 項中「以下」の次に「これらの企業職員を」を加える。

第 3 条の 2 中「管理者 (尼崎市モーターボート競走事業にあっては、
市長。以下同じ) 」を「尼崎市公営企業管理者 (以下「管理者」という)
に改める。

(尼崎市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市水道事業給水条例 (昭和 3 5 年尼崎市条例第 7 号) の一
部を次のように改正する。

第 5 条中「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に
改める。

(尼崎市下水道条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市下水道条例 (昭和 3 5 年尼崎市条例第 2 1 号) の一部を

次のように改正する。

目次中

「第6章 尼崎市下水道運営審議会（第21条）」を

「第6章 削除」に改める。

第3条中「市長の」を「尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が別に」に、「行なおう」を「行おう」に、「申請書を市長」を「、申請書を管理者」に改める。

第3条の2第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「規則で」を「管理者が」に改める。

第4条中「行なった」を「行った」に、「排水設備工事しゅん功」を「当該排水設備工事のしゅん功」に、「その旨市長」を「、その旨を管理者」に、「市長の」を「管理者が別に」に改める。

第5条第2項中「排水きよ」を「排水渠^{きよ}」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「土地建物」を「土地又は建物」に、「場合等」を「必要がある場合その他の事由により」に、「市長」を「管理者」に、「前項」を「、同項」に、「排水きよ」を「排水渠^{きよ}」に改める。

第6条第1項中「市長に」を「市に」に、「市長の」を「管理者が別に」に改め、同条第2項中「市長に」を削る。

第7条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「又は第22条第1項第1号」を「の規定による申込み又は同条例第22条第1項（第1号に限る。）」に、「よる申込み又は」を「よる」に、「その」を「当該」に改める。

第9条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条第1項中「つど市長が」を「都度管理者が別に」に改め、同項ただし書中「市長において」を「管理者が」に、「認めた」を「認める」に改め、同条第2項中「、又は市長」を「又は管理者」に、「認めた」を「認める」に改める。

第11条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第12条第1項ただし書中「ただし」の次に「、管理者は」を加え、

「とき、」を「と認めるとき」に改め、「市長が」を削り、同条第2項中「及び」を削り、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項及び第4項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に、「認めた」を「認める」に改める。

第14条中「市長は、公益上」を「管理者は、公益上の理由」に改める。

第15条第1項中「申請書を市長」を「申請書を管理者」に改め、同条第2項中「定める」を「規定する」に、「その旨市長」を「その旨を管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第19条中「市長」を「管理者」に、「その」を「、その」に改め、「停止させ、」の次に「及び」を加える。

第20条第1項中「市長」を「管理者」に、「一」を「いずれか」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が下水道の管理上又は公益上やむを得ない事情があると認めるとき。

第20条第2項を削る。

第6章を次のように改める。

第6章 削除

第21条 削除

第22条中「市長」を「管理者」に、「市内」を「本市内」に改める。

第23条第1項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「者は、」の次に「当該指定の」を加え、「規則で」を「管理者が別に」に改め、同条第2項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第24条第1項第8号中「第20条第1項第1号」を「第20条第1号」に、「規定する行為をした」を「該当する」に改める。

第25条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければなら

ない資産の取得及び処分等に関する条例の一部改正)

第4条 地方公営企業法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない資産の取得及び処分等に関する条例(昭和42年尼崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「尼崎市水道事業等」を「水道事業等」に改め、同条第1項中「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に、「及び尼崎市工業用水道事業(以下「尼崎市水道事業等」を「尼崎市工業用水道事業、尼崎市下水道事業及び尼崎市モーターボート競走事業(以下「水道事業等」に、「尼崎市水道事業等の」を「水道事業等の」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「尼崎市水道事業等」を「水道事業等」に改める。

第5条を削る。

(尼崎市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

第5条 尼崎市水洗便所改造資金貸付条例(昭和42年尼崎市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第1条中「汲^{くみ}取り便所(し尿浄化槽^{そう})」を「くみ取り便所(し尿浄化槽)」に、「次条第1項及び第3条第1項第1号において」を「以下」に改める。

第2条第1項中「かつ、汲^{くみ}取り便所」を「くみ取り便所」に改め、同条第2項第2号中「たてる」を「立てる」に改め、同項第3号中「下水道使用料」を「及び下水道使用料」に改める。

第3条第1項第1号ただし書中「汲^{くみ}取り便所」を「くみ取り便所」に、「規則で」を「尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)が別に」に改め、同項第2号中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「閏^{じゅん}年」を「うるう年」に改める。

第4条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第5条中「規則で」を「管理者が別に」に、「たてなければ」を「立てなければ」に改める。

第6条第1項中「市長が行なう」を「管理者が行う」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に、「すみやかに」を「速やかに、」

に、「行ない、当該」を「行い、及びその」に改める。

第7条中「市長」を「管理者」に、「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「市長は」を「管理者は」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第4号中「市長が」を「管理者が別に」に改め、同条第6号中「市長」を「管理者」に改める。

第11条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第6条 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例(昭和46年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市長」を「尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に、「行なわれた」を「行われた」に、「当該地」を「当該土地」に改める。

第4条、第7条第2項及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「公告」の次に「(以下「区域公告」という。)」を加える。

第10条第1項中「市長は、前条第1項の公告」を「管理者は、区域公告」に、「当該公告の」を「当該区域公告が」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、「第9条第1項の公告」を「区域公告」に、「する」を「行う」に改め、同条第2項中「第9条第1項の公告」を「区域公告」に、「する」を「行う」に改める。

第12条第2項中「^は端数が」を「端数が」に、「、又は」を「又は」に、「^は端数金額」を「端数金額」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第13条第2項及び第14条中「市長」を「管理者」に改める。

第15条第2項中「市長」を「管理者」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「こえる」を「超える」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「第9条第1項の公告」を「区域公告」に、「当該公告の」を「当該区域公告が」に、「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第19条第1項中「第9条第1項の公告」を「区域公告」に、「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「当該申し出」を「その申し出」に改める。

第20条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「規則で」を「管理者が」に改める。

(尼崎市公営企業審議会条例の一部改正)

第7条 尼崎市公営企業審議会条例(昭和47年尼崎市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の」を削り、「第2条第1項の企業」を「に基づき市が経営する企業(以下「公営企業」という。)」に、「の調査審議及び意見の具申を行う」を「を調査審議させる」に、「諮問機関」を「付属機関」に改める。

第2条第3項中「当該諮問に係る調査審議及び意見の具申」を「公営企業の経営に関する重要な事項の調査審議」に改める。

第3条の見出しを「(会長)」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「会長の」を「会長が」に改める。

第4条の見出しを「(招集)」に改める。

第5条を次のように改める。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条中「市長が」を「会長が審議会に諮って」に改め、同条を第9条とする。

第6条第2項中「市職員」を「本市関係職員」に改め、同条第3項中「会長の命を受け、」を「委員を補佐して、担当事務を処理し、又は」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例の一部改正)

第8条 尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例(昭和52年尼崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長が定めた」を「定められた」に改める。

第3条第2項中「市長」を「尼崎市公営企業管理者(以下「管理者」という。)」に、「当該地」を「当該土地」に改める。

第4条中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「次条第1項の」の次に「規定による」を加え、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「公告」

の次に「（以下「区域公告」という。）」を加える。

第7条第1項中「市長は、前条第1項の公告」を「管理者は、区域公告」に、「当該公告の」を「当該区域公告が」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「前条第1項の」の次に「規定による」を加え、「第6条第1項の公告」を「区域公告」に、「する」を「行う」に改め、同条第2項中「第6条第1項の公告」を「区域公告」に、「する」を「行う」に改める。

第9条第2項中「、又は」を「又は」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第10条第2項、第11条及び第12条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第13条中「第6条第1項の公告」を「区域公告」に、「当該公告の」を「当該区域公告が」に、「規則で」を「管理者が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

第14条第1項中「第6条第1項の公告」を「区域公告」に、「市長」を「管理者」に改め、同項ただし書中「当該」を「その」に改める。

第15条中「この条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「規則で」を「管理者が」に改める。

（尼崎市の環境をまもる条例の一部改正）

第9条 尼崎市の環境をまもる条例（平成12年尼崎市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「下水道、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 尼崎市公営企業管理者は、良好な環境を確保するための事業で下水道に係るものの推進及び下水道の整備に努めなければならない。

（尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条 尼崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年尼崎市

条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、「次条第 2 項、第 6 条及び第 7 条において」を「以下」に改める。

第 5 条第 1 項中「応じ、」の次に「それぞれ」を加え、同条第 2 項中「規則」を「市規則」に改める。

第 6 条ただし書中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改める。

別表第 1 項中「、下水道事業受益者負担金、下水道使用料」を削り、同表第 4 項を次のように改める。

4 水路 清掃等 業務手 当	水路の清掃（浮きごみの処理を除く。）若しくは補修の作業又は公共下水道の排水区域外の下水管の清掃若しくは敷設の作業で、著しい臭気を伴い、又は汚水に接触するもの	日	4 0 0 円
-------------------------	--	---	---------

別表第 6 項を次のように改める。

6 夜間 特殊業 務手当	尼崎市立クリーンセンターに設置された焼却装置による廃棄物の処理に係る業務で、正規の勤務時間の一部が深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下同じ。）に及んで行われるもの	回	1 , 3 2 0 円 （深夜における勤務時間が深夜の半分に満たない場合にあっては、6 6 0 円）
--------------------	---	---	---

別表第 9 項中「規則」を「市規則」に改める。

（尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例の一部改正）

第 1 1 条 尼崎市下水道施設維持管理業務委託事業者選定委員会条例（平成 2 7 年尼崎市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「本市」を「市」に、「市長が」を「尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が」に、「市長の」を「管理者の」に改める。

第 2 条第 2 項及び付則第 2 項中「市長」を「管理者」に改める。

(尼崎市公共調達基本条例の一部改正)

第 1 2 条 尼崎市公共調達基本条例 (平成 2 8 年尼崎市条例第 5 4 号)
の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に第 2 条の規定による改正前の尼崎市水道事業給水条例の規定により尼崎市水道事業管理者 (以下「水道事業管理者」という。) に対してなされた申込み、届出その他の手続 (以下「申込み等」という。) 及び同条例の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為 (以下「承認等」という。) は、同条の規定による改正後の尼崎市水道事業給水条例の相当の規定 (以下この項において「相当規定」という。) により尼崎市公営企業管理者 (以下「管理者」という。) に対してなされた申込み等及び相当規定により管理者がした承認等とみなす。

3 施行日前に第 3 条の規定による改正前の尼崎市下水道条例、第 5 条の規定による改正前の尼崎市水洗便所改造資金貸付条例 (以下「貸付条例」という。) 、第 6 条の規定による改正前の尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金条例 (以下「負担金条例」という。) 又は第 8 条の規定による改正前の尼崎市都市計画下水道事業受益者負担金の徴収に関する条例 (以下「負担金徴収条例」という。) (以下「改正前の各条例」という。) の規定により市長に対してなされた申請、届出その他の手続 (以下「申請等」という。) 及び改正前の各条例の規定により市長がした処分、手続その他の行為 (以下「処分等」という。) は、第 3 条の規定による改正後の尼崎市下水道条例、第 5 条の規定による改正後の貸付条例、第 6 条の規定による改正後の負担金条例又は

第 8 条の規定による改正後の負担金徴収条例の相当の規定（以下「相当規定」という。）により管理者に対してなされた申請等及び相当規定により管理者がした処分等とみなす。

（ 説 明 ）

水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業を所掌する公営企業部局の組織統合等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 5 3 号

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例について

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市工業用水道条例の一部を改正する条例

尼崎市工業用水道条例（昭和 3 7 年尼崎市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「行なう」を「行う」に改め、同条ただし書中「尼崎市水道事業管理者」を「尼崎市公営企業管理者」に、「の防止」を「を防止するため」に、「特別の理由」を「の理由により特に必要」に、「認めた」を「認める」に改める。

第 7 条中「者は、」の次に「その設置する給水施設ごとに」を加え、「予定使用水量」を「使用予定の水量」に改める。

第 8 条第 1 項中「前条の」の次に「規定による」を加え、「その申込みをした者」を「当該申込みに係る給水施設ごと」に、「の使用水量」を「の使用予定の水量」に、「定め」を「決定し」に、「者に」を「申込者に」に改め、同条第 2 項中「管理者は、」を削り、「より」を「よる」に、「を決定するには」を「の決定は」に改め、「その他」の次に「管理者が必要と認める事項」を加え、「定めなければ」を「行わなければ」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（基本使用水量の変更）

第 9 条 第 7 条の規定は基本使用水量の変更の決定を受けようとする者について、前条の規定は基本使用水量の変更について準用する。この場合において、第 7 条中「その設置する給水施設ごとに」とあるのは「変更の決定を受けようとする基本使用水量（次条第 1 項に規定する基本使用水量をいう。）に係る給水施設についてその変更後の」と、前条第 1 項中「前条」とあるのは「次条において読み替えて準用する前条」と、「ごとの」とあるのは「について、特に必要があると認め

る場合に限り、その」と、同条第2項中「前項」とあるのは「次条において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

第20条中「基本使用水量」の次に「（第9条において読み替えて準用する第8条第1項の規定による基本使用水量の変更の決定を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）」を加える。

第31条第2項中「は、次の各号」を「の料率は、次」に改め、同項第1号ア中「25円」を「20円70銭」に改め、同号イ中「50円」を「50円40銭」に改め、同号中イをウとし、アの次にイとして次のように加える。

イ 使用料金

1 立方メートルにつき 4円50銭

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第35条及び第36条を次のように改める。

（工業用水道料金の算定等）

第35条 第31条第2項第1号アの基本料金（以下「基本料金」という。）は、同号アに定める料率に、基本使用水量に第33条の規定による計量が行われた日（以下「計量日」という。）の属する月の初日から末日までの日数を乗じて得た水量を乗じて算定する。

2 第31条第2項第1号イの使用料金は、同号イに定める料率に、前回の計量日の翌日から今回の計量日までの期間内の使用水量（以下「計量使用水量」という。）（当該計量使用水量が、基本使用水量に当該期間内の日数を乗じて得た水量（以下「合計基本使用水量」という。）を超える場合にあっては、当該合計基本使用水量）を乗じて算定する。

3 第31条第2項第1号ウの超過料金は、計量使用水量が合計基本使用水量を超える場合において、同号ウに定める料率に、当該計量使用水量から当該合計基本使用水量を控除して得た水量を乗じて算定する。

4 基本料金は、使用者が工業用水道の使用を休止した場合においても徴収する。

第 36 条 削除

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条ただし書の改正規定及び付則第 4 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市工業用水道条例（以下「改正後の条例」という。）第 31 条第 2 項第 1 号ア及びウの規定は、平成 30 年 4 月以後の月分の工業用水道料金について適用し、同年 3 月分までの工業用水道料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 31 条第 2 項第 1 号イ及び第 35 条第 2 項の規定は、平成 30 年 4 月以後の月分の工業用水道料金について適用する。
- 4 平成 30 年 4 月 1 日前にこの条例による改正前の尼崎市工業用水道条例の規定により尼崎市水道事業管理者（以下「水道事業管理者」という。）に対してなされた申込み、届出その他の手続（以下「申込み等」という。）及び同条例の規定により水道事業管理者がした承認、手続その他の行為（以下「承認等」という。）は、改正後の条例の相当の規定（以下「相当規定」という。）により尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に対してなされた申込み等及び相当規定により管理者がした承認等とみなす。

(説 明)

工業用水道料金の責任水量制から二部料金制への変更等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 5 4 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約の目的 | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること |
| 2 | 契約の期間 | 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで |
| 3 | 契約の金額 | 1 3 , 0 0 0 , 0 0 0 円を上限とする額 |
| 4 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い |
| 6 | 契約の相手方 | 神戸市東灘区森北町 7 丁目 1 9 番 1 8 号
公認会計士 福 井 剛 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。

議案第 55 号

工事請負契約について

潮小学校校舎増築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を
求める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 潮小学校校舎増築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市潮江 2 丁目 2 番 20 号
工事概要 校舎増築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 294,624,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町 5 番地 6
株式会社トータルサプライ
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説 明)

潮小学校校舎増築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎増築工事</p> <p>鉄骨造り 2階建て 1棟</p> <p>敷地面積 15,837.79平方メートル</p> <p>建築面積 596.73平方メートル</p> <p>延べ面積 1,027.89平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、図書室、少人数教室、更衣室</p> <p>既存南棟改修工事</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p> <p>既存児童ホール解体工事</p>

議案第 5 6 号

尼崎市農業共済事業特別積立金の取崩しについて

尼崎市農業共済事業の農作物共済（水稲）に係る特別積立金を次のとおり取り崩すため、議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|----------|------------------------|
| 1 取崩限度額 | 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 2 取崩しの理由 | 平成 3 0 年度損害防止事業を実施するため |

（ 説 明 ）

尼崎市農業共済条例第 7 5 条第 4 項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 7 号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成 3 0 年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|----------------------|
| 1 | 事務費賦課総額 | 9 7 , 0 0 0 円 |
| 2 | 事務費賦課単価 | |
| | 水稻共済割 | 1 キログラム当たり 0 . 7 7 円 |

(説 明)

尼崎市農業共済条例第 5 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 5 8 号

市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更するため、議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 変更しようとする路線

路 線 名	旧	起 点
	新 別	終 点
省線以南第 2 9 号線の 1	旧	長洲西通 1 丁目 6 5
		長洲西通 1 丁目 6 5
	新	長洲西通 1 丁目 6 5 - 8
		長洲西通 1 丁目 1 2 4 - 2

(説 明)

都市計画道路整備事業に伴う路線

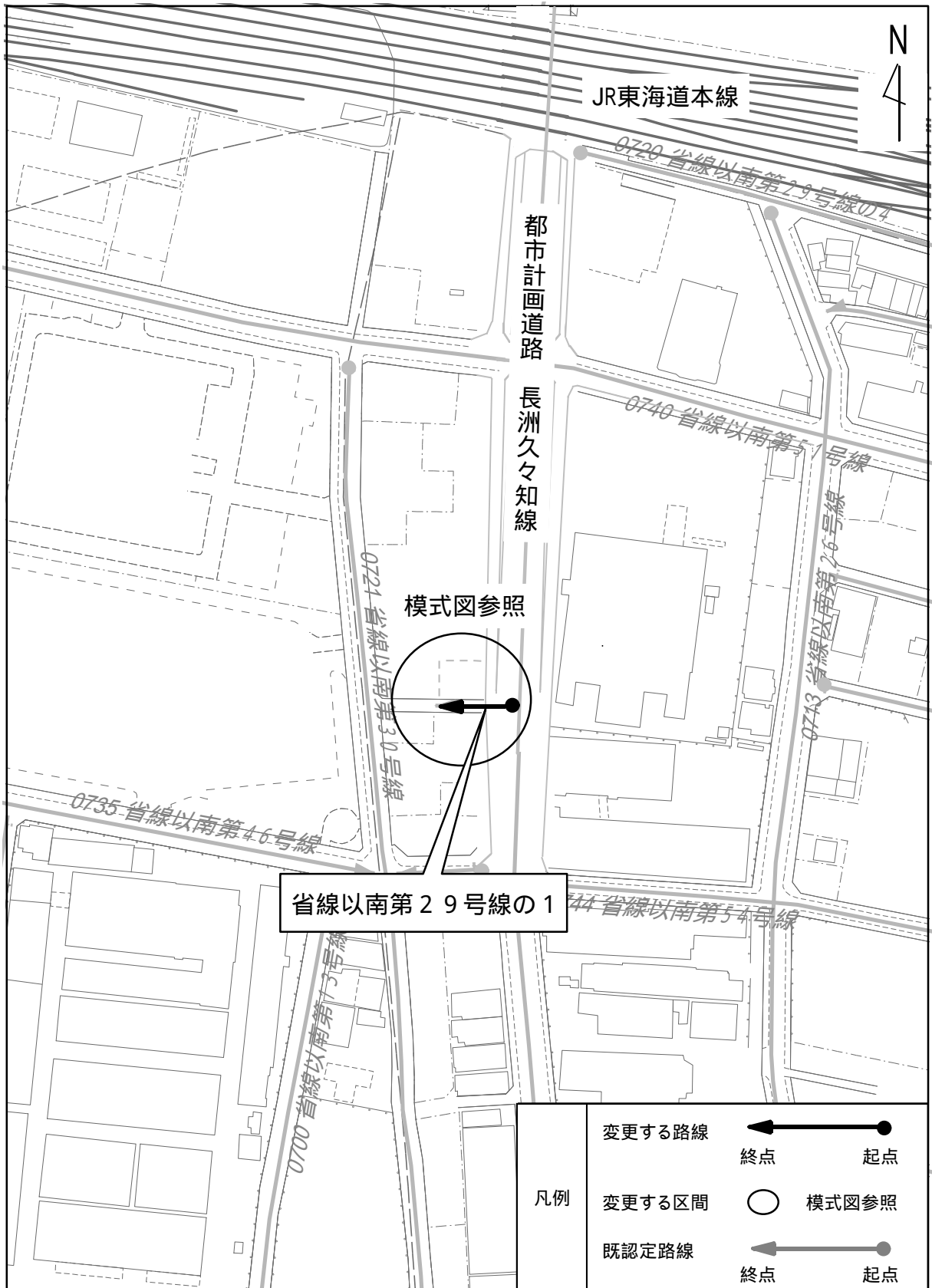
・ 変 更 路 線 : 省線以南第 2 9 号線の 1

以上の路線を変更するため、道路法第 8 条第 2 項(同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の変更図等(別紙 1、別紙 1 - 2)

市道路線の変更図



市道路線の変更図(模式図)

